官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第五項に規定する新規化学物質の名称の公示に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働・経済産業・環境五）　一
〔その他告示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（総務一二九、一三〇）　二
○無線機器型式検定の合格者の名称の変更の件（同一三一）　二
○放送法第百四十条第一項の規定により指定再放送事業者の指定を行った件（同一三二）　三
○時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件（同一三三）　三
○保安林の指定を解除する件（農林水産七七五～七九〇）　四
○指定自動車の指定製作者等の住所を変更する旨届出があった件（国土交通七〇八）　五
○原動機付自転車の製作者等の住所を変更する旨届出があった件（同七〇九、七一〇）　五
○指定自動車の指定製作者等の氏名又は名称及び住所を変更する旨届出があった件（同七一一）　六
○都市計画に関する件（関東地方整備局一八六）　六
○道路に関する件（中部地方整備局五六、五七）　六
〔国会事項〕
内閣　六
〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕
〔官庁報告〕
官庁事項　六
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　六
登録実施機関の登録事項の変更について（中部運輸局）　六
産　業　六
日本産業規格（経済産業省）　六
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務省告示配九八～一〇〇）　七
〔公　告〕
諸事項　七
裁判所　七
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　七
会社その他　八

省令

厚生労働省・経済産業省・環境省令第五号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第四条第五項の規定に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第五項に規定する新規化学物質の名称の公示に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月二十二日

厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第五項に規定する新規化学物質の名称の公示に関する省令の一部を改正する省令

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第五項に規定する新規化学物質の名称の公示に関する省令（平成十六年厚生労働省・経済産業省・環境省令第四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
1　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第四条第五項の規定による新規化学物質の名称の公示は、同条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当するものである旨の通知をしたものにあっては通知をした日から五年、同項第五号に該当するものである旨の通知をしたものにあっては通知をした日から十年を経過した後、遅滞なく、行うものとする。	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第四条第五項の規定による新規化学物質の名称の公示は、同条第一項第二号から第五号までのいずれかに該当するものである旨の通知をした日から五年を経過した後、遅滞なく、行うものとする。
2　前項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。	（新設）

附　則

この省令は、令和八年六月二十二日から施行する。

その他告示

総務省告示第二百二十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年六月二十二日

総務大臣　林　芳正

一　名　称　日米豪共同訓練実施部隊（オーストラリア連邦）
二　国外派遣期間　令和八年六月二十三日から令和八年七月十六日まで
三　派遣人数（概数）　二百五十人程度
四　派遣地域　オーストラリア連邦